

総合政策研究科（修士課程）3つのポリシー

ディプロマ・ポリシー

- 1.それぞれの領域に関する職業人の立場から、地域的課題解決を総合的視点により支援することができるような専門的知識を修得していること。
- 2.地域が抱えている問題の本質を理解し、これを自らの知識と連携する能力を身に付けていること。
- 3.本学大学院並びに各研究科の教育目的等に沿って各研究科が定める大学院学則別表第Iに示される修了要件を満たすこと。
- 4.必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び試験に合格すること。
- 5.上記の1から4までを満たした者に対し、修士（法学）、修士（経済学）又は修士（経営学）あるいは修士（メディア情報学）の学位を授与する。

カリキュラム・ポリシー

- 1.総合政策研究科の教育目的・目標を達成するために、法学専攻、経済・経営学専攻、メディア情報学専攻の三専攻を置き、それぞれの専攻に必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。
- 2.専門領域の研究活動実践と地域的課題解決に不可欠な「共通科目」を設置する。
- 3.他専攻科目の履修を容易にする。
- 4.各専攻の科目からなる「地域活性化プログラム」（履修モデル）を設定して、主として地域的課題解決に関心のある科目等履修生や研究生に対し、総合的研究を保証する。
- 5.学生の多様なテーマ設定に対応する学位論文指導体制を充実させる。

アドミッション・ポリシー

法学、経済・経営学又はメディア情報学の専門的知識を身につけた高度専門職業人として、地域社会の諸活動において中核を担って活躍することを目指す学生・社会人を求めます。

[2020年4月改定]